

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早島町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

岡山県早島町長

## 公表日

令和8年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>・ 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、被保険者に対し、保険者である岡山県後期高齢者広域連合を介し後期高齢者医療関連事務を行う。</p> <p>・ 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付 ②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認 ③保険料の賦課・徴収・還付</p> <p>・ 主務省令第2条の表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	<p>①後期高齢者医療システム ②岡山県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③収納管理システム ④滞納管理システム ⑤宛名統合管理システム ⑤中間サーバー ⑥オンラインファイル連携ツール</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>①被保険者台帳情報ファイル ②賦課情報ファイル ③収納情報ファイル ④口座情報ファイル ⑤滞納管理情報ファイル ⑥交換情報データファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 85項 内閣府・総務省令第5号第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表 【情報提供】115項、116項 【情報照会】117項  内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部町民課
②所属長の役職名	住民福祉部町民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	早島町企画総務部総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	早島町企画総務部総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[ <input type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守しているため	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b>		[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	早島町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。  また、以下を徹底する運用としている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底する。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。  これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	新様式への変更			事前	
令和3年8月6日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和4年3月9日	I-1 ②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付 ②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認 ③保険料の賦課・徴収	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付 ②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認 ③保険料の賦課・徴収・還付	事前	令和4年6月から還付口座に関する情報連携を実施
令和4年3月9日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和4年3月9日 時点	事前	令和4年6月から還付口座に関する情報連携を実施
令和4年3月9日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和4年3月9日 時点	事前	令和4年6月から還付口座に関する情報連携を実施
令和8年3月25日	I-1 ②事務の概要	・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・主務省令第2条の表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	法改正に伴う変更
令和8年3月25日	I-1 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、岡山県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、収納消込システム、宛名統合管理システム、中間サーバー	①後期高齢者医療システム ②岡山県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③収納管理システム ④滞納管理システム ⑤宛名統合管理システム ⑤中間サーバー ⑥オンラインファイル連携ツール	事後	様式変更に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	I-2 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、口座情報ファイル	①被保険者台帳情報ファイル ②賦課情報ファイル ③収納情報ファイル ④口座情報ファイル ⑤滞納管理情報ファイル ⑥交換情報データファイル	事後	様式変更に伴う記載の変更
令和8年3月25日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59項 平成26年内閣府・総務省令第5号第46条	番号法第9条第1項 別表 85項 内閣府・総務省令第5号第46条	事後	法改正に伴う変更
令和8年3月25日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】80項、83項 【情報照会】82項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第43条	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表 【情報提供】115項、116項 【情報照会】117項  内閣府・総務省令第7号 【情報提供】第43条	事後	法改正に伴う変更
令和8年3月25日	I-5 ①部署	町民課	住民福祉部町民課	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	I-5 ②所属長の役職名	町民課長	住民福祉部町民課長	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	I-7 請求先	早島町総務課	早島町企画総務部総務課	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	I-8 連絡先	早島町総務課	早島町企画総務部総務課	事後	令和7年4月からの機構改革による変更
令和8年3月25日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月9日 時点	令和8年2月27日 時点	事後	
令和8年3月25日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月9日 時点	令和8年2月27日 時点	事後	
令和8年3月25日	IV-8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事前	様式変更に伴う変更
令和8年3月25日	IV-8 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守しているため	事前	様式変更に伴う変更
令和8年3月25日	IV-11 最も優先度が高いと 考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月25日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	様式変更に伴う変更
令和8年3月25日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		<p>早島町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>また、以下を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底する。</li> <li>・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	様式変更に伴う変更